

事業者のみなさまへ

案

令和9年4月から

## 60歳以上の方も多摩市公契約条例の 適用対象になります！

これまで多摩市公契約条例では、業務委託契約および指定管理協定において、60歳以上の労働者を適用対象外としていましたが、昨今の社会情勢を鑑み、令和9年4月に60歳以上の労働者についても適用対象とする条例改正を行います。



今回の条例改正で何が変わるの？

多摩市公契約条例では、対象となる業務に従事する方の適正な労働条件等を確保するために、労務報酬下限額（賃金の下限額）を定めています。今回の条例改正で、これまで対象外であった60歳以上の方についても適用対象とする事になりましたので、すべての年齢の方に労務報酬下限額以上の賃金が支払われることになります！



今後の契約（または協定）を結ぶ上で  
何か気を付けることはあるかな？

今回の条例改正が適用されるのは令和9年4月1日以降に新たに結ぶ業務委託契約と指定管理協定です。そのため、令和9年4月1日以降の業務委託契約や指定管理協定の見積を作成する際は、すべての年齢の方に労務報酬下限額以上の賃金が支払えるよう積算してください。



多摩市公契約条例は、適正な労働条件等を確保し、労働者等の生活の安定を図り、公共工事および公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済および地域社会の活性化に寄与することを目的としています。今後も、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

多摩市公契約条例について  
詳しくはこちら▶

